

7月3日午後3時、最高裁大法廷は「旧優生保護法」を憲法違反とし国に賠償を命じました。全国から最高裁に集まった者たちに笑顔があふれていました。しかし、強制不妊手術の違憲性は指摘されていたのに、なぜ1996年まで改正されなかったのでしょうか。そういえば、私たちは優生思想やその被害者のこともあまり知りません。そこで、法人顧問弁護士で優生保護法東京被害弁護団長の関哉直人弁護士と優生政策に詳しい市野川容孝教授（東京大学大学院総合文化研究科）のお二人に講演をお願いしました。

私たちは、知的障害者の方々の支援を通じて、彼らも参加できる多様な社会の実現を目指しています。その中で、過去の政策がどのように現在の私たちの価値観や人権感覚に影響を与えているのかを考えることは、非常に重要であると感じています。

歴史から学び、未来をより良いものにしていくために、地域の皆様と共に考え、意見交換をする場として、ぜひ多くの方々にご参加いただければ幸いです。また、ネットでのご視聴も可能です。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

社会福祉法人田無の会 理事長 高澤勝美

〒188-0013 西東京市向台町3-1-11

Tel 042-461-7471 Fax 042-461-1660

会場案内図

田無駅北口より徒歩10分
田無総合福祉センター 視聴覚室



事業所地図

田無駅南口 徒歩8分

JR中央線 武蔵境駅北口
1・2番乗り場 西武バス
8分「向台町1丁目」
バス停より 徒歩6分



新規事業所

グループホーム

わたげ荘

WATAGESO

令和6年11月1日
開所予定

知的障害のある方向けのグループホームです。
利用者の1次募集は終了しています。追加募集の
ある場合は、ホームページに掲載します。



私たちと一緒に働きませんか！！

田無の会では、事業拡充のため
一緒に働く仲間を募集しています
詳しくは、ホームページをご覧ください
未経験でもOKです 見学希望の方は
直接 042-461-7471(担当高橋)

